

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 1 日から 40 年 3 月 21 日まで  
② 昭和 40 年 8 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は脱退手当金支給済期間となっていた。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 年 2 か月半後の昭和 45 年 5 月 19 日に支給決定されたことになっている上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の健康保険の整理番号の前後各 50 番以内の被保険者のうち、脱退手当金受給資格者 36 人について調査したところ、支給記録がある被保険者は 3 人のみであることが確認できることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたことになっている時期には、既に国民年金に加入して、20 歳到達時以降の国民年金保険料を遡って納付しており、それ以後の国民年金加入期間に保険料の未納期間はほとんど無いなど、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 55 年 3 月 25 日にA社を退職したが、所持する同年 3 月分の 2 枚の給与明細書のいずれにも、厚生年金保険料が控除されていることが記載されているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法第 14 条及び同法第 19 条において、事業所を退職した翌日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日とし、被保険者期間を計算する場合には月によるものとし、資格を喪失した月の前月までを被保険者期間に算入すると規定されている。これらの規定により、申立てに係る昭和 55 年 3 月を被保険者期間とするには、少なくとも同年 3 月 31 日までA社に在職していなければならない。

しかしながら、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 55 年 3 月 25 日にA社を退職したことが確認できる上、申立人自身も同日に退職したことを認めており、申立期間において、同社に使用されていた者であったとは言えない。

また、申立人が所持する昭和 55 年 3 月分の 2 枚の給与明細書には厚生年金保険料控除額として、それぞれ 4,891 円と記載されているが、1 枚には「2 月」、もう 1 枚には「3 月」と記載されているところ、A社の申立期間当時の社会保険及び給与事務担当者は、「当時、給与から控除していた厚生年金保険料は前月分であった。」と証言していることから、同社は、申立人の給与から、被保険者期間ではない同年 3 月分の厚生年金保険料を控除したことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 27 日から同年 12 月 27 日まで  
② 昭和 39 年 7 月 28 日から 40 年 2 月 16 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので、所持する船員手帳の記録と比べたところ、船員保険被保険者期間となっていない期間が複数あることが分かった。そこで、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間以外の期間は船員保険被保険者期間として訂正されたが、申立期間については船員保険被保険者期間とはならなかった。

調査の上、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳から、申立人は、当該期間において、A氏を船舶所有者とするB丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び船舶所有者名簿から、A氏が船員保険の適用事業所となったのは申立期間①より後の昭和 42 年 7 月 25 日であり、当該期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主は既に亡くなっている上、申立人は、申立期間①において、事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳から、申立人は、当該期間において、C氏を船舶所有者とするD丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は既に亡くなっている上、C氏に係る船員保険被保

険者名簿において、申立人は、昭和 39 年 7 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得したことが確認できるところ、同日に資格取得したことが確認できる元船員 4 人（申立人を除く。）の職種はいずれも、申立人と同じ E 職種であり、被保険者資格喪失日も申立人と同じ同年 7 月 28 日であることが確認できる。

また、オンライン記録から、昭和 39 年 6 月 1 日から同年 7 月 28 日までの期間に C 氏において船員保険に加入していたことが確認できる元船員は、自身の D 丸における乗船期間について、「3 年ちょっとだったと思う。」と証言しており、事業主は、乗船期間の全ての期間について、必ずしも船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間②において、事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人のいずれの申立期間についても船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 1 月 26 日から 18 年 7 月 1 日まで  
② 平成 18 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①、及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①及び②の厚生年金保険料は、いずれも給与から控除されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録から、当該期間においてA社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員のうちの一人は、「申立人は、当該期間において、A社に勤務していた。」と証言している上、平成 13 年 8 月 14 日に被保険者資格を喪失したことが確認できる別の元従業員は、「私が退社するまで申立人は勤務していた。」と証言していることから、申立人が、当該期間において同社に引き続き勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散している上、元代表取締役役に照会したところ回答が得られないため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、「申立人は、申立期間①にA社に勤務していた。」と証言している上記元従業員は、「申立人は、正社員としてA社に勤務していたが、一旦会社を辞め、アルバイト従業員として引き続き同社に勤務していた。同社において、アルバイト従業員は厚生年金保険の加入対象者ではなかった。」と証言

している。

さらに、「私は、A社で平成8年10月頃から18年6月30日までアルバイトとして勤務していた。」とする元従業員は、「アルバイト従業員は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、オンライン記録において、当該元従業員が、A社で厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

加えて、申立人は、「A社における厚生年金保険の加入対象者は正社員のみであったが、アルバイトや契約社員の中にも厚生年金保険に加入していた者もいた。」と主張しているが、厚生年金保険に加入していたアルバイト等の従業員の氏名を記憶していないとしており、その主張内容を確認することができない。

- 2 申立期間②について、B社は、「申立人は、申立期間②においてアルバイト従業員として勤務しており、平成18年10月1日から正社員として勤務した。同社における厚生年金保険加入対象従業員は、正社員のみであった。」と回答している上、同社が保管する「健康保険料厚生年金保険料児童手当拠出金増減内訳書（平成18年11月分）」における申立人の「発生日」欄には「H181001」と記載されている。

また、オンライン記録から、申立期間②においてB社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員のうちの一人は、「申立人は、当該期間において、アルバイト従業員として勤務していた。同社において、アルバイト従業員は、厚生年金保険の加入対象者ではなかった。」と証言しているところ、申立人が同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した平成18年10月1日と同一日に被保険者資格を取得した元従業員のうちの一人は、「私も申立人同様、当該期間においてアルバイト従業員として勤務し、平成18年10月1日に正社員となった。その際、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入した。」と証言している。

さらに、雇用保険の記録から、申立人は、B社において、平成18年10月1日に雇用保険の資格を取得したことが確認できるが、当該資格取得日は、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

- 3 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月1日から同年6月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B事務所に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和26年3月1日から、A社B事務所にC担当役員として勤務したと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B事務所にC担当役員として勤務した。」と申し立てているところ、A社は、「当時の資料が無いため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の状況については不明である。」と回答している。

また、A社B事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人と同様に、申立期間直後の昭和26年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員3人は、その所在が不明のため照会することができない上、24年1月20日に被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員は、「申立人のことを知っているが、申立期間に勤務していたかどうかは分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月 22 日から 63 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 63 年 1 月 1 日から平成 14 年 1 月 19 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の標準報酬月額がいずれも、実際に受け取っていた給与額よりも低額となっていることが分かった。

申立期間①については、当時の給料支払明細書の給与支給額を書き添えた「ねんきん定期便」を所持しており、申立期間②のうちの一部については、給料支払明細書を所持しているので、調査の上、申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する申立期間②（168 か月）のうちの 162 か月分の給料支払明細書から、申立人に対しては、オンライン記録を上回る標準報酬月額 22 万円ないし 34 万円に相当する給与が支給されていたことが確認できる一方で、当該明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人は、申立期間①当時の給料支払明細書の給与支給額を書き添えたとする「ねんきん定期便」を所持しているが、

厚生年金保険料の控除額の記載は無く、申立期間②のうちの上記の期間を除く期間を含め、申立てどおりの給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、B団体が保管する申立人に係る厚生年金基金の記録から、申立人の申立期間②のうち、平成3年7月1日から同年10月1日までの期間の報酬給与額は24万円、同年10月1日から6年10月1日までの期間の報酬給与額は26万円、同年10月1日から14年1月19日までの期間の報酬給与額は24万円であることが確認でき、これらの報酬給与額は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人が申立期間①及び②当時、A社において自身と同じ業務に就いていたとする元同僚二人の申立期間①及び②当時の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とおおむね一致することがオンライン記録において確認でき、申立人の標準報酬月額のみが他の従業員の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、A社の元事業主は、「期間は覚えていないが、申立期間の一部において社会保険料を滞納していた。社会保険料の会社負担分を軽減するため、従業員の報酬月額を実際よりも低額で届け出たので、申立人の申立てどおりの厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 新潟厚生年金 事案 1570 (事案 310 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 19 日から同年 10 月 6 日まで  
② 昭和 33 年 10 月 6 日から 37 年 8 月 11 日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないとの回答を受け取った。

その後、申立期間②当時の同僚は、一時金を受け取らずに年金として受給しているとの話を同僚の兄嫁から聞いたので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間②のA社B店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年10月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、脱退手当金を受給していないとする新たな事情として、A社B店に勤務していた当時の同僚は、「A社での厚生年金保険被保険者期間については、一時金としては受け取らず、年金として受給している。」との話を同僚の兄嫁から聞いた上、自身も脱退手当金を受け取った記憶が無いと主張している。

しかしながら、当該元同僚は、「人事課に退職の手続を聞きに行った際に、脱退手当金についての意向を聞かれて受給を希望し、受け取った。請求手続

は会社が行ってくれた。」と証言していることから、申立人の上記主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 2 日から同年 9 月 20 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日が、昭和 53 年 9 月 20 日となっているが、私は、同社に同年 3 月 2 日から勤務したと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年 3 月 2 日から、A社に技術職として勤務した記憶がある。」としているところ、オンライン記録から、昭和 52 年 12 月 1 日にA社において厚生年金保険に加入したことが確認できる元従業員は、「自分は昭和 52 年 12 月から勤務したが、申立人はその 3 か月あるいは 4 か月以上たってから勤務を始めた。」と証言している上、同社の経理を担当していた事業主の妻である申立人の実姉は、「弟が勤務を開始したのは、昭和 53 年 3 月末頃だった。」と証言していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間のうち、一部の期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の勤務実態等は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、事業主の妻は、「技術職の従業員を採用する際、初めの半年間は試用期間だった。その間は臨時職員だったので、社会保険には加入させなかった。弟も同様の扱いだった。」と証言している上、A社において厚生年金保険に加

入したことが確認できる元従業員のうち3人は、「人によって期間の長短はあったが、正社員になる際には試用期間があった。」と証言し、このうちの1人は、「試用期間が6か月だったのは技術職の人ばかりであった。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。